

## 試験検査・調査研究の概要

### 1. 微生物検査部門

事業別の試験検査件数の概要を表1に示す。

表1. 微生物検査部門に係る実施事業および検査件数

事業内容	検体数	検査件数 <sup>1</sup>
ア と畜場における細菌汚染実態調査	128	296
イ 食鳥肉の衛生指導に係る細菌検査	20	80
ウ 異常鶏に係る細菌検査	6	6
計	154	382

1：検体数に検査項目を乗じた数値

#### 【検査件数の内訳】

	と畜場	食鳥処理場
	枝肉	と体
一般細菌数	128	20
大腸菌群数	128	20
0157	40	-
カンピロバクター	-	20
サルモネラ	-	26
計	296	86

### 2. 病理検査部門

事業別の試験検査件数を表2に示し、以下に事業別の概要を記載する。

表2. 病理検査部門に係る実施事業および検査件数

事業内容		検体数	検査件数 <sup>2</sup>
ア と畜検査における廃棄臓器に係る病理検査	牛	12	24
	豚	20	32
イ 異常鶏に係る病理検査		12	45
計		44	101

2：検査に供した臓器等の数

#### ア と畜検査における廃棄臓器に係る病理検査

と畜検査の結果、内臓に腫瘤が形成された牛4例、臓器に炎症像等が認められた牛8例および豚19例、疑カタル性および化膿性肺炎の併発が認められた豚1例について病理組織検査を行った。

イ 食鳥検査に係る病理検査

疑マレック病例2例、内臓に腫瘍が形成された症例2例、ならびにその他の炎症等の症状が認められた8例について病理組織検査を行った。

### 3. 理化学検査部門

事業別の試験検査件数を表3に示し、以下に事業別の概要を記載する。

表3. 理化学部門に係る実施事業および検査総数

事業内容	獣畜の種類	頭羽数	検体数	検査件数 <sup>3</sup>	
ア 食肉中の残留有害物質検査	簡易検査	牛	2	4	4
		豚	2	4	4
		鶏	2	2	2
	合成抗菌剤	牛	2	4	28
		豚	2	4	40
		鶏	2	2	22
	トサイリソ系	牛	2	4	12
		豚	2	4	12
		鶏	2	2	6
	ペンシムニシソ	牛	2	6	6
		豚	2	6	6
		鶏	2	4	4
	ルニソ	牛	2	6	6
		鶏	2	4	4
	イソメチソ	豚	2	6	6
	ルベソダソール	豚	2	4	4
		鶏	2	4	4
	チベソダソール	牛	2	6	6
		豚	2	6	6
	有機塩素系農薬	牛	2	2	18
		豚	2	2	18
鶏		2	2	18	
イ 食肉中のヒ素残留検査	牛	1	3	3	
ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)残留量検査	牛	80	160	160	
計		125	251	399	

3：検体数に検査物質数を乗じた数値

ア 食肉中の残留有害物質検査

「滋賀県と畜場における食肉中の残留抗菌性物質検査実施要領」および厚労省通知「平成 19 年度畜水産食品中の残留有害物質のモニタリング検査の実施について」に基づき行った。その結果すべて定量下限値未満であった。

イ 食肉中のヒ素残留検査

滋生衛第 393 号「基準値を超えるヒ素を検出した稲わらが給与された牛の取扱いについて」に基づきヒ素残留検査を行った。その結果すべて定量下限値未満であった。

ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク残留量検査

厚労省通知「平成 19 年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査等について」に基づき行った。その結果すべて定量下限値未満であった。

[食肉検査便りへ](#)